平成２３年（フ）第２０号
広島県福山市新市町大字戸手504番地
債務者　栗原　省三
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２１号
広島県福山市新市町大字戸手504番地
債務者　栗原　順子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１６号
長崎県対馬市美津島町雞知甲357番地９　ひらきハイツ201号、前住所長崎県対馬市美津島町雞知甲241番地16
債務者　岡部冨士代
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
千葉県柏市酒井根２丁目６番15―202号
債務者　佐藤　一樹
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９８号
千葉県松戸市小金原２丁目15番地の７　グリーンハイム１―101号
債務者　中村　直子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０１号
千葉県松戸市西馬橋１丁目11番地の３　レオハイツ馬橋303号
債務者　小関　房夫
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１２４号
千葉県柏市篠籠田1508番地７　グリーンビレッジⅡ―105号
債務者　菊池　一史
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１２５号
千葉県流山市松ケ丘５丁目716番地の12
債務者　蒸原　悦子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１２７号
千葉県松戸市金ケ作349番地
債務者　戸塚　眞五
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５号
広島県竹原市吉名町2855番地
債務者　三宅　信彦
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１７号
広島県呉市神山３丁目34番10号
債務者　中田　都江
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１８号
広島県呉市海岸１丁目11番25―802号
債務者　丸子国子こと　丸子　國子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１９号
広島県呉市溝路町４番１―303号
債務者　作　　弘一
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２３号
広島県呉市阿賀中央６丁目８番12号
債務者　平本　恵子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２４号
広島県呉市広杭本町９番３号
債務者　片山　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第４３１号
佐賀県佐賀市高木瀬西２丁目15番２号
債務者　幸山　　勝
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
佐賀市神野西３丁目９番21号
債務者　小田　啓一
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係